

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成30年9月28日

金 曜 日

号 外(10)

## 目 次

### 規 則

○富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年9月28日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第57号

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「定款、寄附行為等及びその」を削り、

18	役員の氏名、生年月日及び住所
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を

18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
----	--------------------

に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県介護保険法事務処理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)